

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条ただし書中「第九号から第十一号」を「第十号から第十二号」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「及び移動式旅客乗降用施設」を削り、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 移動式施設（移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

港湾における荷役の安全かつ円滑な実施の確保を図るため、港湾法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準対象施設として、移動式荷役機械（自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）を追加する必要があるからである。